



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料1-2

規制改革推進会議 雇用・人づくりWG資料

今後の取組について

令和2年3月16日
厚生労働省

ご要望を踏まえた今後の取組方針について

【ご要望1】 受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供

(取組内容) 外国人就職支援拠点におけるマッチングの推進・・・P2
地域外国人材受入れ・定着モデル事業（仮称）の実施・・・P3

【ご要望2】 留学生の我が国における就職の促進 （地方中小企業におけるインターンシップの促進）

(取組内容) 外国人留学生向けインターンシップの実施促進・・・P4

【ご要望3】 留学生の我が国における就職の促進 （外国人就労・定着支援研修事業の対象拡大）

(取組内容) 就職活動中の外国人留学生への研修の実施検討・・・P5

外国人就職支援拠点におけるマッチングの推進

引き続き以下の拠点において機能特化型の就職支援サービスを実施（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

■外国人雇用サービスセンター

- 対象者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設置数 - 4拠点（東京、愛知、大阪、福岡）
- 支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援や合同企業説明会等を行う

■留学生コーナー

- 対象者 - 日本での就職を希望する外国人留学生（既卒含む）
- 設置数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
- 支援内容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

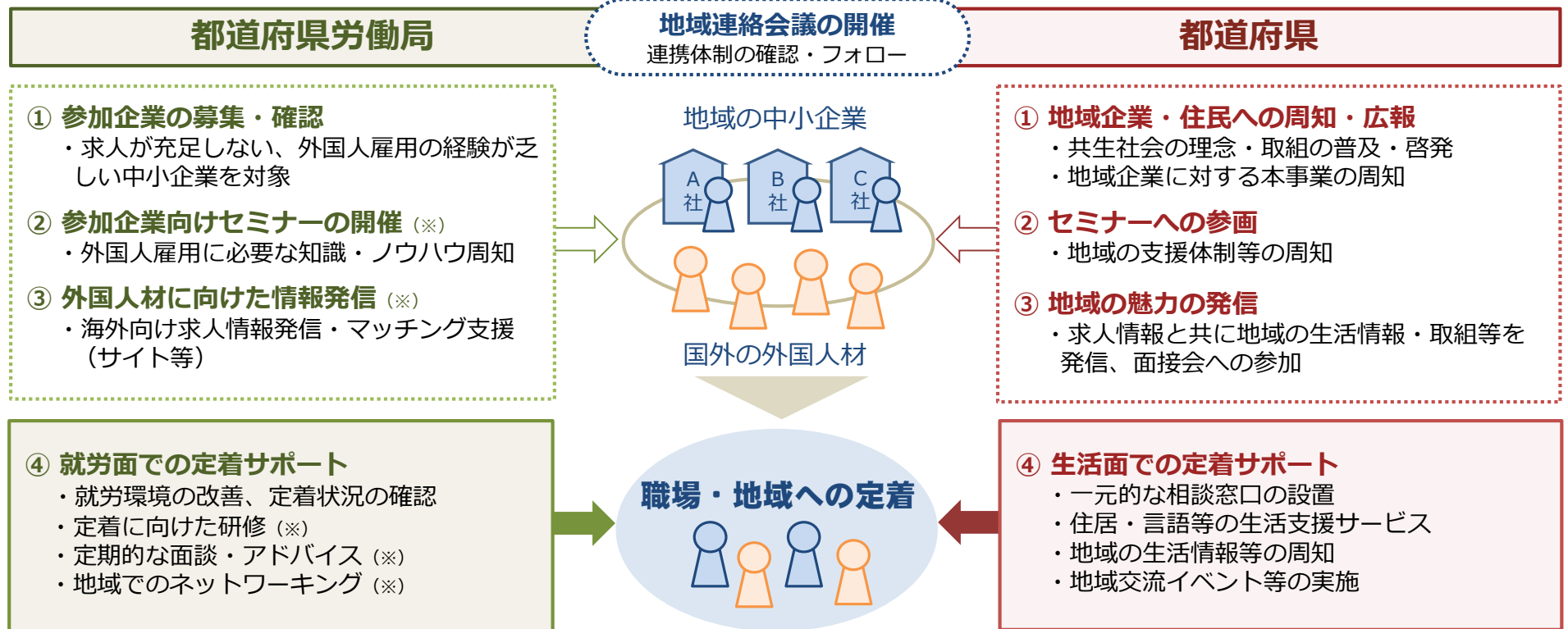
■外国人雇用サービスコーナー

- 対象者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設置数 - 129拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員が就職支援を実施

このほか、全国のハローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

- 人手不足に対応した外国人材の受入れについては、
 - ①受け入れた外国人材が都市部等に集中するのではないか
 - ②中小企業においては受入れや雇用管理に関する知識・ノウハウ等が十分ではない
 といった指摘もあり、外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していく必要。
 - 受入れ・定着に積極的な都道府県（モデル地域）と都道府県労働局が連携し、地域の特性を活かしつつ、外国人材が円滑に職場・地域に定着できるよう協調して施策を実施する。
- ⇒ 定着実績や効果的な支援内容等、2年間の事業成果を報告書にまとめ、他の地方公共団体等に周知。

※ モデル地域は、地域産業を担う人材が不足しており、外国人材への魅力発信や共生のための取組を積極的に行う都道府県から公募し、有識者等による委員会にて5地域を選定。選定地域は、都道府県労働局との雇用対策協定を通じて連携。



(※) 事業委託により実施、受託者はそれ以外の取組についても幅広く助言等を行う。
なお、ハローワークによる国内人材募集・紹介は別途、通常業務として実施。

(注) 都道府県の取組は、県内の市町村と協力して実施することも可能。

外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップの更なる実施促進

現状及び課題

外国人雇用サービスセンター（東京、愛知、大阪、福岡）において、春と夏の年2回、留学生と国内企業等との相互理解を促進し、就職活動を支援するため、外国人留学生に対するインターンシップを実施。

（平成30年度実績 受入企業数：153社、参加学生数：309名）

一方で、中小企業や外国人材に対して、そのメリット等についてうまく理解されていないといった課題もあるところ。

受け入れにあたっての好事例

外国人留学生のインターン受け入れにあたって、様々な工夫をすることで、中小企業でもインターンシップを活用し、採用・定着に結びつけている事例がある。

- A社（宮城県）：事前説明や勤怠管理などのサポートの体制を整え、インターン生の関心に沿った内容を企画。
- B社（岐阜県）：地元の職業訓練校の学生向けにインターンシップを実施したことが契機となり外国人留学生を採用。
- C社（福岡県）：5日間で毎年20名程度受け入れ。交通費、食費は受入れ企業が負担、一部補助金を支給。
- D社（京都府）：若手社員がインターンシップ生のサポートを行う「ブラザー制度」を導入。若手社員の育成にも繋がる。
- E社（東京都）：日本語があまり話せない社員やインターンシップ生のために、社員が人事規程の英語版を作成。

* 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック～実践企業に学ぶ12の秘訣～」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」（2020年2月）より）

今後の取組方針

■外国人留学生向けインターンシップの実施促進（令和2年度実施）

地方を含めた多くの中小企業にインターンシップのメリット等を適切に理解していただけるよう、事業主団体への申入れ等を行うとともに、大学など関係機関と連携し、留学生に対して早期にPRを行うなど、留学生向けインターンシップの更なる実施促進を図る。

就職活動中の外国人留学生への研修の実施検討

■ 外国人就労・定着支援研修事業

我が国での就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人や、我が国で就職する外国人留学生を対象として、職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図る。

| | 1. 定住外国人就職支援コース | | | 2. 外国人留学生定着支援コース | | |
|----------|---|------------|------------|--|----------------------|-----------|
| 受講対象者 | ○ 身分に基づく在留資格の外国人 | | | ○ 我が国で就職する外国人留学生 | | |
| コース内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者の能力に応じて5段階のレベルを設定 ○ ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場見学の実施 ○ 1コースあたりの総研修時間は120時間で設定（2～3ヶ月） ○ 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定 ○ 定住外国人が集住する地域を中心に全国110地域、275コース、受講者数5,500名規模で実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場で使用する実践的なコミュニケーションに関する講義の実施（敬語、電話対応等） ○ ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義の実施 ○ 1コースあたりの総研修時間は20時間で設定（2時間×10日） ○ 外国人留学生が多く在留する全国8地域において、200コース、受講者数4,000名規模で実施 | | |
| 事業実績（計画） | | [平成30年度実績] | [令和元年度計画] | | [平成30年度実績] | [令和元年度計画] |
| | 実施地域数 | 17都府県91地域 | 20都府県100地域 | 実施地域数 | | 4都府県4地域 |
| | 実施コース数 | 259コース | 250コース | 実施コース数 | 実績なし (※令和元年度から実施) | 200コース |
| | 受講者数 | 4,311名 | 5,000名 | 受講者数 | | 4,000名 |

■ 就職活動中の外国人留学生への研修の実施検討（令和2年度検討）

外国人就労・定着支援研修事業の実施状況や民間事業者のノウハウ等も参考にしつつ、留学生向けの就職支援の一貫として、就職活動早期の留学生に対するコミュニケーション能力等向上のための研修の実施について検討する。